

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：八女市地域防災計画、ハザードマップ)

市内には矢部川をはじめとする一級河川や準用河川・用水等が多数存在し、水防危険個所として、市内西部の矢部川兩岸に洪水浸水想定区域と土石流発生危険個所が指定されている。また、市内には梅雨時期等に冠水しやすい箇所も存在している。加えて、中小河川等においては河川等改修が未整備の箇所も多い為、集中豪雨による災害に注意する必要がある。

(土砂災害：八女市地域防災計画、ハザードマップ)

市のハザードマップによると、中山間地域を中心に地すべりや土石流、急傾斜地崩壊等の土砂災害特別警戒区域に指定され、山腹の崩壊等により人家や公共施設等に直接被害を与える恐れのある地区が存在している。

(地震：八女市地域防災計画 震災対策編)

水縄断層の想定からは八女市で震度 5 弱以上の地震が予測されており、河川周辺や地形改変地等における液状化も懸念されている。また、水道管の破損や電柱倒壊の発生等、市民生活に重大な影響が及ぶライフライン施設の被害も予測されている。

(その他)

本市は、西部の平坦地を除きそのほとんどが中山間地域であり、全体的に急傾斜のうえ脆弱であることから、地すべり等の危険個所が多く点在している。地震によって土砂災害が発生すれば国道や市道・集落への被害が予想されるだけでなく、ライフライン断絶による経済活動への影響や人的被害も予想されている。

実際、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨では最大 1 時間降水量 94.0 ミリ、最大 24 時間降水量 468.0 ミリの大雨となり、軒並み観測開始以来 1 位の記録が観測されている。本豪雨により土砂災害等が発生し 2 名が亡くなられ、10 名が重軽傷を負い、全壊 161 棟・大規模半壊 40 棟の被害が生じた。また、213 億 8,100 万円の公共土木・農地農業用施設等、県施設の被害 138 億円を加えると 352 億円の被害額が発生している。更に、断水・停電・電話の不通等により孤立した集落との連絡が途絶し情報の把握ができなくなる等、多くの市民に被害が及ぶこととなった。

(2) 商工事業者の状況

八女市の商工業者総数	2021 年	2,926 社
八女市の小規模事業者数総数		3,225 社の内
八女商工会議所管轄の小規模事業者数		2,012 社
八女市商工会管轄の小規模事業者数		1,213 社

※商工業者総数は RESAS 調べ

※小規模事業者数は独自調査（令和 3 年 12 月末現在）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

災害対策基本法の規定に基づき、八女市地域防災計画を平成 23 年 3 月に策定。当計画に基づき、総合防災訓練を行っていることに加えて、応急対策計画確認訓練や組織動員訓練、非常通信訓練、水防訓練、消防訓練等、各種訓練を実施している。また、住民の防災行動力の向上に資するため、消火訓練や避難訓練等、住民を主体とした各種訓練も実施している他、指定避難所に防災備品を備蓄している。

2) 商工会議所、商工会の取組

[八女商工会議所および八女市商工会の取組]

- ・ 防災、減災のために各事業者自らが策定するBCPについての国・県・市等の施策等の情報提供
- ・ 福岡県火災共済協同組合等の損害保険の周知と加入推進
- ・ 事務局職員内の安否確認用連絡網作成

II 課題

現状では、八女市と八女商工会議所、八女市商工会が連携して取り組む具体的な体制や計画等を整備しているものの、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している等の課題がある。

また、事業者向けにBCP策定セミナー等開催しても当地では参加者が少なく、関心や危機感の低さがうかがえる部分もある。そのため事業者に対するBCPの周知や施策等に関する情報提供が課題となる。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

〈1. 事前の対策〉

- ・八女市地域防災計画に加え、今般策定する事業継続力強化支援計画に基づき、発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 八女商工会議所、八女市商工会自身の事業継続計画の作成

- ・八女商工会議所・八女市商工会ともに令和3年3月までに作成している。今後は状況に合わせ随時見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合や民間保険会社等にリスクファイナンスに関する講師の派遣依頼を行い、小規模事業者等を対象とした普及啓発セミナーを実施する。また、事業者が現在加入している損害保険の契約状況確認を保険会社同席のもと行うことで、想定される災害への備えができていかなどの再確認ができる機会創出を図る。
- ・商工業者にBCPの重要性を継続的に訴求する為、八女市・八女商工会議所・八女市商工会三者の各WEBページや広報・会報誌等を活用した啓蒙を行う。

4) フォローアップ

- ・普及啓発セミナー受講者が率先してBCPを策定することでシナジー効果も期待できるため保険会社等の協力も得ながらBCPの策定支援を行っていく。また策定したBCPを小規模事業者等が実施する上で生じる課題、問題について情報の蓄積と共有を行い改善点等について協議を行っていく。
- ・八女市商工業振興会議（構成団体：八女市、八女商工会議所、八女市商工会）を開催し、商工業者の防災・減災についての認識の程度や状況確認など情報共有を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、八女市・八女商工会議所・八女市商工会の三者が即連絡が取れる体制となっているか連絡ルートの確認訓練を行う。

〈2. 発災後の対策〉

1) 応急対策の実施可否の確認

- 災害発生後速やかに、八女市・八女商工会議所・八女商工会は職員の安否確認を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・八女市と八女商工会議所・八女市商工会との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度4以上の地震、台風960h p以上、短時間大雨50mm以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報や職員自身の目視等で命の危険が及ぶと判断される場合は、出勤をせず、職員自身の安全確保に努め、公的機関による各種警報等の解除など安全が確認できた段階で出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により、八女市・八女商工会議所・八女商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

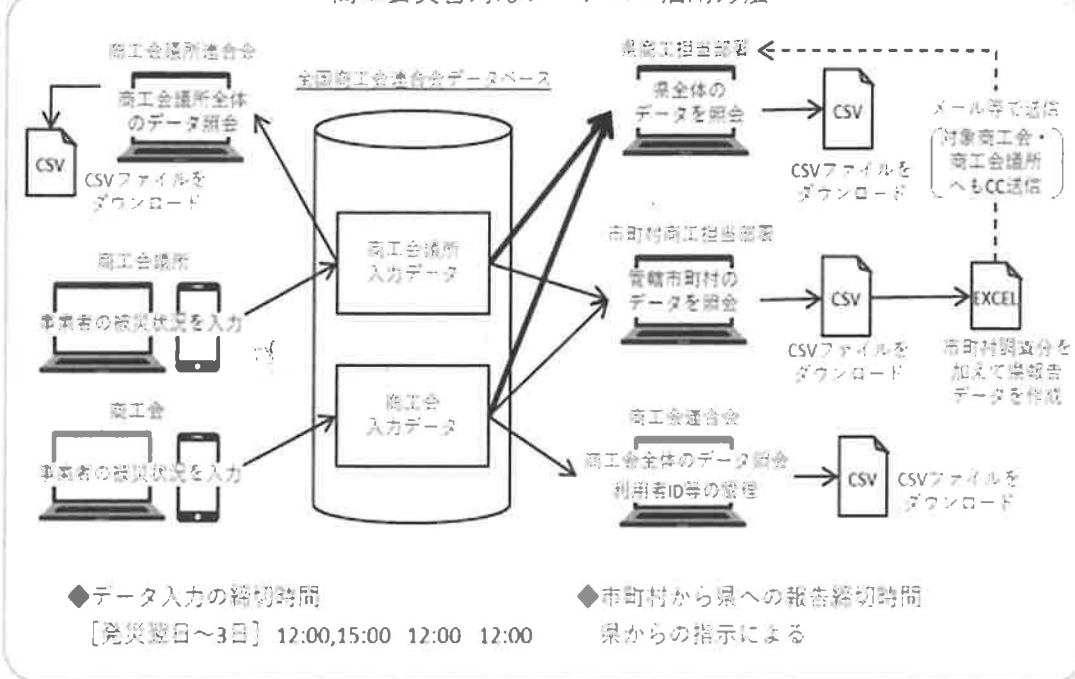
災害発生当日　～1日	1日に2回共有する
災害発生後　2～3日	1日に1回共有する
災害発生後　4日以降	災害状況に応じて随時情報共有

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・八女商工会議所と八女市商工会は「商工会災害対応システム」に入力する内容を予め「調査シート」として紙ベースで作成し聴き取り内容の確認を行う。
- ・八女商工会議所と八女市商工会が収集し入力した「商工会災害対応システム」の内容を八女市商工・企業誘致課が把握し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・「商工会災害対応システム」が利用できない場合は、八女商工会議所、八女市商工会それぞれが調査シートを集約後、紙ベース等で八女市　商工・企業誘致課へ持参又は連絡のつく手段で報告し情報共有を行う。
- ・大規模災害や福岡県からの報告要請が予測される場合、八女商工会議所と八女市商工会は発災翌日の12:00と15:00、2日目及び3日目は12:00までに報告し、八女市は福岡県からの指示に基づき報告する。なお、発災時に福岡県から指示があった場合はその指示によるものとする。

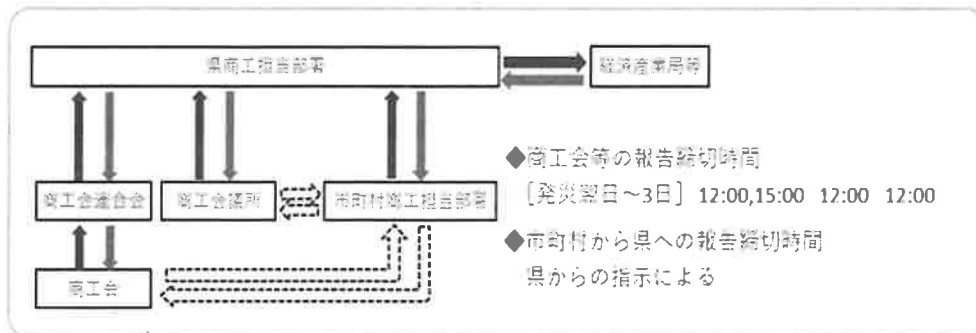
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Ⅰに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

[illegible]

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口は、国、県、市の依頼を受け八女商工会議所、八女市商工会の建物内で特別相談窓口を設置する。ただし、災害の規模に応じ相談に来ることができない場合を踏まえ、法定経営指導員等による巡回対応や移動相談ができるよう小規模事業者等の実情に合わせた場所に設置する。
- ・どの程度の災害状況であるか、地区内小規模事業者等の被害状況を法定経営指導員等の巡回や電話聴き取り、SNSの投稿情報、地区内に配置している商工振興委員等の情報をもとに被害の詳細確認を行う。
- ・初動対応として有効な国・県・市の施策情報について、小規模事業者等に寄り添いながら周知を徹底する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・被害状況の確認を終え、国や県の災害に関する法律の適用や方針に従い、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し徹底した支援を行う。
- ・八女市内は広域となっており、水害・地震などの災害の種類によって被災場所や規模が異なってくる。八女商工会議所の管轄地域は平坦部、八女市商工会の管轄地域は中山間部であり管轄地域毎に被害状況が異なることが予測されるため、被害の程度を見極め、応援派遣を含め相互に協働しながら小規模事業者等の復興支援を行う。
- ・災害の規模が大きく、当地区のみの職員等で対応が困難な場合は、他地域からの応援派遣等を福岡県等に相談する。

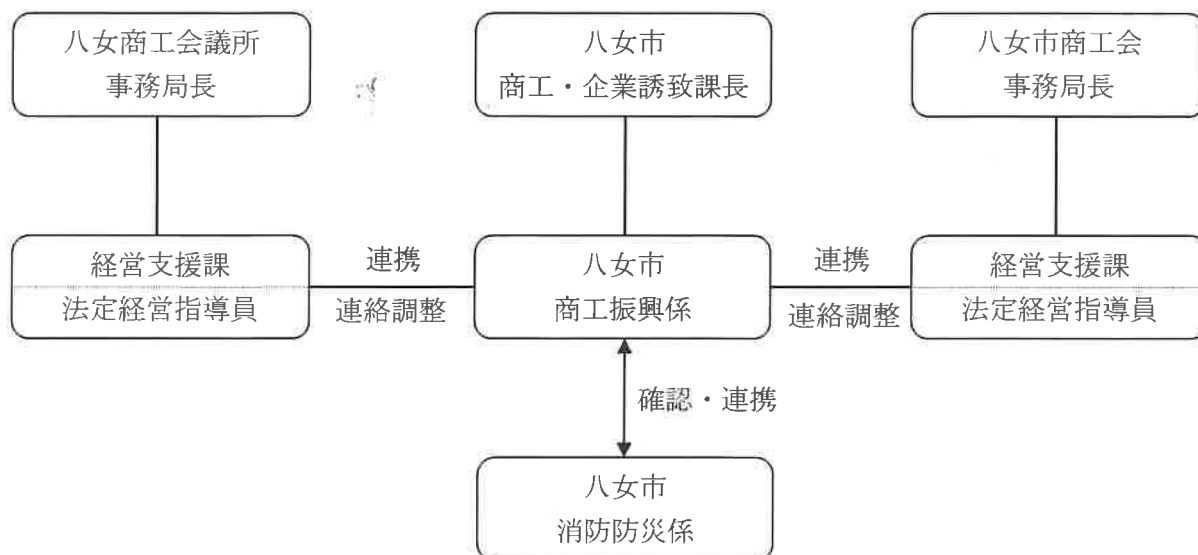
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 8 月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

・八女商工会議所 経営指導員 (連絡先は後述 (3) ①参照)

酒井 裕樹

・八女市商工会 経営指導員 (連絡先は後述 (3) ①参照)

富松 宏元、赤司 佑太郎、久保田 弘美、大籠 誠、原田 郁弥

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

八女商工会議所 経営支援課

〒834-0063 福岡県八女市本村425-22-2

TEL 0943-22-5161 FAX 0943-22-5164

E-mail info@yamecci.or.jp

八女市商工会 経営支援課

〒834-1221 福岡県八女市黒木町今1314-1

TEL 0943-42-0153 FAX 0943-42-0209

E-mail yame@shokokai.ne.jp

②関係市町村

八女市 企画部 商工・企業誘致課

〒834-8585 福岡県八女市本町647

TEL 0943-24-9177 FAX 0943-24-8003

E-mail shoukougigyou@city.yame.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	200	200	200	200	200
パンフ・チラシ作製費	400	400	400	400	400

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

福岡県補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ■福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F TEL 092-622-8071 ■東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号 TEL 03-3212-6211
連携して実施する事業の内容 福岡県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険株式会社と連携し、小規模事業者等の事業継続力強化計画の必要性に関する気運を醸成するよう取り組むとともに、小規模事業者等の事業継続力強化の策定支援を行う。
連携して事業を実施する者の役割 ■福岡県火災共済協同組合 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会での商品説明 ■東京海上日動火災保険株式会社 ・各種セミナーの開催（BCP作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等） ・BCP計画の雛形等の提供 以上の事により小規模事業者等が会議やセミナー・相談会において、専門家のアドバイスを 受ける事によって事業継続力強化計画へのより深い認識と実効性を高めていく。
連携体制図等